

「中小企業小さな革新支援事業」のご案内

～経営改善などに繋がる取組(事業)などを支援します～

京都府と舞鶴商工会議所では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々を支援する「中小企業小さな革新支援事業」制度を実施しております。

これは、中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ったみなさんが26年度に実施される取組(事業)に必要な経費の一部を補助し応援しようとするものです。

補助対象事業

経営改善に繋がる工夫を凝らした取組(事業)や集客向上に繋がる取組(事業)などが対象。

※上記事業実施に必要な補助対象経費の例

- 省エネルギー対策等のコストダウン対策や売上向上等の取組に関する経費
- 商品の販売促進に係る経費
- 新聞、広報誌等掲載に係る経費
- 事業実施会場の使用料(事業の事前打合せを含む)
- 事務所等の修繕経費
- 新聞折込、ホームページ作成に係る経費
- のぼり旗等の作成経費
- 備品のリース・レンタル及び購入経費
- チラシ等の印刷経費 など

補助内容

補助上限：10万円 補助率：10分の10以内

申請受付期間

平成26年8月18日(月)から平成26年9月19日(金)まで。

申請要件

舞鶴商工会議所の中小企業応援隊員の支援を受けている中小企業等。

但し、H25年度に「中小企業ステップアップ事業」を実施した企業は原則対象外です。

申請書の提出先

中小企業応援隊員を経由して舞鶴商工会議所へ提出。

交付決定

募集締切後、申請書の内容を審査し決定します。

必ずしも補助金を受けられるものではありません。

問合せ先

舞鶴商工会議所

〒625-0036 舞鶴市字浜66 電話：62-4600 FAX：62-4933



お知らせ

「会員名簿2014年版」に下記の誤りがありましたのでお詫び致します。
167頁 舞鶴年金事務所 (正)76-8823 (誤)76-8822